

## 2021 年度「日中植林・植樹国際連帯事業」による助成事業 Q&A

### ◆助成対象団体

A1: 全ての日本国内の営利を目的としない民間団体、地方自治体が助成対象になりますか。まだ活動実績がありませんが、助成の対象となりますか。

A1: 活動実績は問いません。「日中植林・植樹国際連帯事業」募集要領5(P3)に該当する団体が対象となります。

### ◆助成事業内容

Q2: 第三国とは具体的にどの国を指すのですか。主に東南アジアを中心とする国とありますが、アフリカ、オセアニア、北中南米も助成の対象になりますか。

A2: 日本と中国以外の国・地域が対象となります。

Q3: 野生生物・動物の保護、絶滅危惧種の保護を目的とする植林は助成の対象になりますか。

A3: 対象となります。

Q4: 生活環境林とは具体的にどのような植林でしょうか。

A4: さまざまな生活環境の保全に寄与することを目的に管理または維持する森林や、地域住民の生活に直接資する薪、材木、果樹等を得るための植林(コミュニティフォレストリー)です。

Q5: アグロフォレストリーは助成対象事業となりますか。

A5: アグロフォレストリーは、植林と農作物の栽培や家畜の飼育を組み合わせる農林複合経営であり、地域住民の生活に資する植林と判断した場合は、助成対象とします。

Q6: 生活環境林で伐採・収穫した薪や果樹等は販売してもよいのでしょうか。

A6: 伐採・収穫適期に達した木材、果樹を販売することは、地域住民の生活向上に資すること、伐採跡地の再植林をする資金を確保することに繋がるものであり、問題ありません。但し、商業伐採・販売を主目的とした植林は、助成対象外となります。

Q7: なぜ中国だけ植林面積の規定があるのでしょうか。中国での植林は 10ha 以下だと申請できませんか。第三国の植林面積は何 ha でも申請できますか。

A7: 中国での植林はこれまでの日中間における植林実績等を勘案し、10ha を下回らないものとしていますので 10ha 未満は申請できません。第三国での植林には面積の条件を設けていません。

Q8: ボランティアは 20 名以上参加しても構いませんか。

A8: 20 名以上の参加も可能ですが、助成の対象となるのは 20 名までです。

◆申請

Q9:複数の事業を同時に申請できますか。同時に申請できる件数の上限はありますか。

A9:同時に申請いただけます。申請できる件数の上限はありません。

Q10:複数の団体と一緒に申請することはできますか。

A10:複数の団体・組織が共同して事業の実施に関わることは可能ですが、申請者は一団体となりますので、代表となる団体・組織と代表者を決めて申請してください。

Q11:他の助成制度と併願しても構いませんか。

A11:他の助成制度との併願は可能です。すでに他の助成を受けている場合(受ける見込みがある場合も含みます)、「助成申請書(様式1-2)」に、受けている助成先名、金額(含む内訳)を記載してください。ただし、日本国、または国の機関から補助・助成を受けているか、受ける見込みのあるものについては併願できません。

Q12:申請書類をメールで送付することはできますか。

A12:メールでの申請は受け付けておりません。申請書類は郵送にて日中友好会館までお送りください。「助成申請書(日中友好会館のホームページにある様式)」は電子媒体に保存したものと併せてお送りください。

Q13:事業を複数年にわたり実施したいのですが、継続して助成は受けられますか。

A13:助成対象は1年以内に終了する事業です。複数年にわたる場合、次年度の公募に申請することは可能です。継続して助成を受けることができるかどうかは、年度ごとの申請、審査により決定されます。

Q14:カウンターパートとの間に交わした申請事業の協力に関する書類がないのですが、申請できますか。

A14:カウンターパートとの間に交わした書類(協議書、覚書等)は必ず必要です。ない場合は申請できません。

Q15:申請事業の実施にあたり、申請団体の自己資金による費用負担は必要ですか。なくても応募できますか。

A15:助成対象経費は、募集案内 別表:助成の対象とする経費(P8)に定めるとおりです。そのため、申請事業で助成対象外の経費がある場合、自己資金等において費用負担することが必要となります。

Q16:地方自治体が申請する場合、事業計画、収入・支出計画はどのように作成すればいいのでしょうか。また、助成申請書の助成金交付申請額はどのように記入したらよいのでしょうか。

A16:事業計画、収入・支出計画(様式1-2、様式1-3)は、民間団体同様、記入例に従い、作成してください。助成金額の上限は、助成経費を合算した金額の2分の1相当以内となりますので、助成経費合計額の2分の1以内の金額を助成申請書(様式1-1)に記載してください。

#### ◆助成金

Q17: 助成金の交付はどのように行われますか。

A17: 本助成金は精算払いです。助成事業終了後、「助成事業実績報告書」とともに、支払い額及び支払先を明らかにした領収書等証拠書類の写しと、助成金が事業経費に使用したことを確認した旨を記した念書、「助成金支払申請書」等を提出してください。日中友好会館は提出書類を審査し、適合と認められた場合は助成金額を確定し、助成事業者の指定口座に助成金を振り込みます。

Q18: 助成金概算払いの申請方法を教えてください。

A18: 概算払いが必要な場合は「助成金概算払申請書」を提出してください。事業着手後に申請する場合は、事業の進展度合いを示す書類も提出してください。概算払いの交付は事業の進展度合いを考慮し、交付決定額の50%を上限に交付することができます。

Q19: 事業着手時に概算払いの申請はできますか。

A19: できます。必要な場合は事業着手時に必要とする概算払申請額及び概算払いが必要な理由・用途を記載し、「助成金概算払申請書」を提出して下さい。

Q20: 助成金は円で交付されるのでしょうか。それとも現地通貨でしょうか。

A20: 助成金は助成事業者(申請団体)に対し、全て円で交付します。日中友好会館から対象国のカウンターパート等助成事業者以外への送金はいりません。

Q21: 機材・資材調達費と基盤整備費が中国側負担になるのはなぜでしょうか。中国側が負担できない事業は応募できませんか。

A21: 「中国での植林事業」は機材・資材調達と基盤整備にかかる費用を含む応分の費用を中国側で負担する事業に助成するものです。中国側が費用負担できない(しない)事業は助成の対象となりません。

Q22: 第三国側の機材・資材調達費、基盤整備費等の費用負担は必要ないでしょうか。

A22: 第三国側の費用負担は必ずしも必要ではありません。

Q23: 中国での植林は中国側で費用を負担するなどいくつか条件があって第三国にはありませんが、助成金の上限額が同じなのはなぜですか。

A23: 中国の植林規模は10ha以上と規定されていますが、第三国においても植林の目的を達成するために中国と同規模程度の植林を必要とする場合があることなどを考慮して、上限額は同じとしています。具体的な助成額は上限の範囲内で個々に決定します。

Q24: 人件費が助成対象となるのは、申請団体の常勤役職員のみですか。

A24: 申請事業の業務遂行に従事する申請団体のスタッフであれば、常勤・非常勤は問いません。申請事業に関わる事業補助者へのアルバイト代も助成対象となります。申請する際には、人件費の算出根拠が分かる資料を提出してください。

また、精算時には業務日誌のほか、給与明細書や振込明細書等の証拠書類を提出していただきます。

Q25: 申請団体における人件費に、業務調整・監督のため海外出張をする場合の人件費を含めて計上しても構いませんか。

A25: 人件費の上限金額の範囲内であれば計上して構いません。その場合でも Q24 同様、業務日誌等を提出していただきます。

Q26: 人件費はどのように申請すればよいでしょうか。

A26: 募集要領 別表: 助成の対象とする経費(P8)の通り、申請団体の給与規程や支給基準に基づき、時間単価を算出してください。収入・支出計画(様式1-3)の単価欄に時間単価、数量欄に想定従事時間を記載してください。詳細は記載例をご確認ください。

Q27: 業務日誌とはどのようなものでしょうか。

A27: 日中友好会館所定の様式で提出してください。様式は助成が内定した団体にお送りいたします。

#### ◆スケジュール

Q28: 助成の採否はいつ頃分かりますか。スケジュールを教えてください。

A28: 2021年12月中旬までに申請団体に書面で通知します。

#### ◆新型コロナウイルス感染症対応につて

Q29: 技術者やボランティア等の派遣は、新型コロナウイルスが終息し、派遣できる状態となったことを前提に計画したいと思いますが、構いませんか。

A29: 派遣するタイミングが、植林作業時期に照らして適期であれば、問題ありません。

#### ◆対象国での事業実施許可の取得について

Q30: 中国で植林事業を実施する場合は、「中華人民共和国海外非政府組織国内活動管理法」に基づく届出が、義務付けられているとありますが(募集要項 12(P6参照))、令和2(2020)年度の継続事業として実施する場合、すでに令和 2(2020)年度事業において届出が受理されていれば、届出は不要でしょうか。

A30: 「中華人民共和国海外非政府組織国内活動管理法」第 17 条には、「臨時活動の期間は1年を超えないものとする。期間延長の必要が確実にある場合、改めて届出を行わなければならない」とあるため、継続事業の届出の要否は、カウンターパートを通じて現地公安当局にご確認ください。

Q31: 助成金交付決定後に、対象国にて申請事業の実施許可が得られなかった場合、助成金は交付されないのでしょうか。

A31: そのようなことが発生しないよう、申請団体にてあらかじめ、届出に必要な書類、必要な期間等含め、カウンターパートを通じて現地に十分に確認し、申請事業が許可される見込みであることを確認しておいてください。日中友好会館は、許可が得られる前提で助成金の交付決定を行いますので、実施

の許可が得られなかった場合は原則として、助成金交付決定を取消しさせていただきます。

◆その他

Q32: 中国側カウンターパートと共同で第三国での植林事業を計画する場合、中国側の費用(例えば事務経費や中国から第三国へ団体スタッフが渡航する場合の旅費等の必要経費)は助成の対象となりますか。

A32: 助成の対象となりません。

Q33: 助成金受領後に天変地異や新型コロナウイルスの影響など、やむを得ない事情で承認された事業が実施できなかった場合はどうすればよいでしょうか。返還を求められることはありますか。キャンセル料が発生した場合、キャンセル料は助成の対象となりますか。

A33: 助成決定後に事業ができなくなってしまった場合には、速やかに日中友好会館にご連絡いただき、「助成事業中止・廃止承認申請書」を提出してください。「日中植林・植樹国際連帯事業」の助成金は精算払いが基本ですが、概算払いを受けた後、事業が実施できなくなった場合は、助成金を返還いただきます。

すでに事業の一部を実施済みの場合は、「助成事業実績報告書」を提出してください。これを受けて日中友好会館で助成金の額を確定します。(助成金の概算払いを受けている場合も同様です。交付額よりも少ない事業費と判断した場合、差額を返還いただきます)

事業が実施できなかった場合のほか、助成金を対象事業以外または対象経費以外に使用した場合、助成金を返還いただきます。

キャンセル料は原則、助成の対象外です。